

# 令和7年度 食物アレルギー対応マニュアル

今治市立富田小学校

## I 食物アレルギー児童の症状把握と学校給食における対応の決定

- 1 学校生活管理指導表またはそれに準ずるものの提出を保護者から受け、症状や主治医から指示されている内容を把握する。
- 2 保護者と面談をして、学校給食における対応を決定する。

## II 学校給食における対応の実際

### 1 献立作成

1 か月分の献立材料表を保護者に確認・了承を得る。

\* 献立材料表を保護者、学校、調理場で保管する。

### 2 調理(調理場)

献立材料表を確認し、アレルギー原因食品を把握して料理する。(指さし確認、ダブルチェック)

### 3 配膳

(1) 学級担任が、給食配膳室で除去食容器の食札を確認する。

(2) 最初に対応児童の給食を配膳する。

(3) 学級担任が対応児童と一緒に除去食の確認をして、対応児童の机の上に置く。

(4) 「いただきます。」まで、蓋を外さない。

### 4 給食中

(1) アレルギー原因食品のある日はお代わりをしない。(安全第一)

(2) 体調の確認をする。

### 5 片付け

対応児童が、アレルギー原因食品に接触しないように食器の片付け、牛乳パックの洗浄などを行わせる。

## III 緊急時の対応(アレルギー症状が見られた場合)

- 1 速やかに、保護者と連絡をとり、症状に応じて、携帯している薬の服用や医療機関への搬送をする。
- 2 管理職に報告し、教職員が連携して対応する。

## IV その他

- 1 年度始め及び変更時に、対応児童の症状、学校給食における対応、緊急時の対応などについて教職員が共通理解する。
- 2 献立に変更があった場合は、栄養教諭が保護者と学校に連絡し、対応を周知する。